

# 福島県養蜂協会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は福島県養蜂協会と称し、本県内に居住する養蜂家（会社等の組織体にあつては、代表者）及び本会の目的に賛同する者（但し、会社等の組織体の従業員は除く）をもって会員とする。

但し、本会の目的に賛同する県外居住の養蜂家を、県外会員にすることができる。

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 県内養蜂事業の発達をはかり、産業の振興に寄与し、立体農業の確立を期する。
2. 会員相互の親善と共存共栄を図る。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 蜜源の増殖調査並びに保護事業
2. 蜜蜂の移動分布調整
3. 養蜂技術経営法の研究
4. 生産物の共販、宣伝
5. ポリネーション事業
6. 会員の表彰、慶弔  
(表彰、慶弔規程は別に定める)
7. 養蜂業に必要な物資（本会が会員である一般社団法人日本養蜂協会が取り扱う物資を含む。）の会員（会員が経営する法人等を含む。）への供給
8. 前各号に付帯する事業
9. その他理事会において適当と認めたる事業

第4条 本会の事務局は福島市南中央三丁目36番地福島県畜産振興協会内に置く。

第5条 本会に次の支部を置く。

1. 中通り支部
2. 会津支部
3. 浜通り支部
4. 県北支部

## 第2章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	16名以内
監 事	若干名

第7条 会長、副会長は理事の互選により選出する。会長は本会を代表し会務を統理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。

第8条 理事、監事は会員中より総会において選任する。

第9条 理事は会務を審議決定する。

第10条 監事は会計を監査し、業務を監督する。

第11条 事務局長は会長が任命し、会長の指示を受けて事務を処理する。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員にして任期中退任する場合は後任役員の任期はそれぞれの場合の残任期間とする。

第13条 会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は理事会の推薦により総会において決定する。

第14条 会長は必要に応じ、理事会の議決を経て顧問を推戴することができる。顧問は重要事項の協議に応ずる。

## 第3章 会計

第15条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第16条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第17条 本会の予算、決算は理事会において作成し、総会の承認を得る。

## 第4章 総 会

第18条 総会は毎年1回2月、会長これを招集し開催する。その他理事会において必要を認めるとき、または会員の3分の1以上の同意のもとに文書により、会議の目的及び理由を記載し請求のあった場合は臨時総会を招集開催する。

第19条 総会に附議する事項は次の通りとする。

1. 会務報告
2. 決算報告
3. 毎年度の事業報告及び計画
4. 収支予算及び経費の賦課徴収方法
5. 特別積立金の取り崩し
6. 県外会員の承認
7. その他必要な事項

第20条 総会に附議すべき事項であつて緊急を要し且つ軽度のもものは理事会の決議をもってこれに代え次期総会に承認を求むるものとする。

第21条 会員は総会において各1個の議決権を有する。

第22条 総会は出席会員をもって成立し、出席者の過半数の同意により議決す。可否同数の場合は議長これを決する。

## 第5章 理 事 会

第23条 会長は必要に応じ、随時理事会を招集する。

第24条 理事会は出席者の過半数をもって決議を行う。可否同数のときは議長これを決する。

## 第6章 帳 簿

第25条 本会は次の帳簿並びに書類を備う。

1. 会員名簿
2. 役員名簿

3. 本会の規約事業執行細目
4. 決議録
5. 会計帳簿
6. その他必要と認めたもの

## 第7章 規約の変更

第26条 本規約は総会において過半数の同意を得なければ変更することができない。

### 附 則

第27条 本会員にして本会の趣旨に反する行為又はその秩序を紊したる者は総会の決議により除名することができる。

第28条 本規約の実施に必要な事項は理事会の決議を経てこれを定むることができる。

第29条 本規約は昭和58年5月10日から施行する。

昭和61年1月21日一部改正  
平成 3年1月25日一部改正  
平成 5年2月22日一部改正  
平成 8年2月23日一部改正  
平成 9年2月14日一部改正  
平成14年2月14日一部改正  
平成16年2月13日一部改正  
平成30年2月21日一部改正  
令和 5年2月20日一部改正